



平生町お知らせ版

令和4年（2022年）1月14日

町内公共施設の「休館」または「貸館業務の中止」について

平生町新型コロナウイルス感染症対策本部

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大している山口県、広島県および沖縄県について「まん延防止等重点措置」を1月9日（日）から31日（月）まで適用することを決定しました。

また、平生町においても、連日新規感染者が確認されています。

これに伴い、町内の下記公共施設を「休館」または「貸館業務の中止」とします。

◆期間

1月9日（日）～31日（月）

◆対象施設

施設名	問合せ先
平生図書館、平生町歴史民俗資料館、平生町民具館、阿多田交流館、平生町体育館、平生町武道館、平生町スポーツセンターテニスコート、ハートランドひらおスポーツレクリエーション公園キャンプ場、平生町音楽道場	社会教育課 TEL：56-6083
平生中央児童館 子育て支援センター「なかよしハウス」（ひらお保育園内）	町民福祉課 TEL：56-7113
各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀）【分館を含む】	地域振興課 TEL：56-7120
平生町保健センター	保健センター TEL：56-7141
ひらおハートピアセンター	産業課 TEL：56-7117

◆問合せ先

町役場健康保険課（平生町新型コロナウイルス感染症対策本部事務局）
TEL：56-7115

回
覧

発行：平生町役場 地域振興課(TEL:56-7120)

「平生町お知らせ版」は、再生紙を使用しています。

夜間の外出時は、反射材を身に着けるなど安全対策に心がけましょう

2月6日執行 山口県知事選挙「特例郵便等投票」のお知らせ ～新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている人へ～

選挙管理委員会

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人で、一定の要件に該当する人は、「特例郵便等投票」ができます。

◆対象者

「特定患者等（※）」に該当する人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が、1月21日（金）～2月6日（日）（山口県知事選挙の告示の日の翌日から選挙の当日まで）の期間にかかると見込まれる人

※「特定患者等」とは、

- ①感染症または検疫法の規定による外出自粛要請を受けた人
- ②検疫法の規定による隔離・停留の措置により宿泊施設内に収容されている人

※濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象となりません。

◆手続の概要

(1) 投票用紙・投票用封筒（投票用紙等）の請求

選挙管理委員会に「保健所等から交付された①の外出自粛要請または②の隔離・停留の措置に係る書面」を添付した「特例郵便等投票請求書（請求書）（本人の署名が必要です）」を郵便で送付することにより、投票用紙等を請求してください。

※請求書の様式は、町ホームページに掲載しています。また、郵便でも送付できますのでお問い合わせください。

【請求期限】 2月2日（水）（必着）

※「外出自粛要請等の書面」が交付されていないなど、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、「請求書」にその旨の理由を記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することができます。（選挙管理委員会が保健所等から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）

(2) 投票用紙等の記載・送付

選挙管理委員会から投票用紙等が送付されますので、投票用紙等に必要事項を記載の上、速やかに郵便で送付してください。

※詳しい手続方法は町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

http://www.town.hirao.lg.jp/topics/tokurei_yubin.html

◆問合せ先

選挙管理委員会事務局（町役場総務課内）

TEL：56-7111



パブリック・コメント（意見募集）のお知らせ

地域振興課 まちづくり推進班

町では、男女共同参画の推進を図るため、第4次平生町男女共同参画プランの策定を進めています。

このたび、計画案を作成しましたので、住民の皆様からのご意見を募集します。

◆意見等を募集する案件名

第4次平生町男女共同参画プラン（案）

◆公表期間（意見等募集期間）

1月21日（金）～2月20日（日）

◆意見応募者の要件（次のうち、1つ以上の要件を満たす人）

- (1) 平生町に在住している人
- (2) 平生町内に通勤または通学している人
- (3) 平生町内に事務所または事業所を持っている人
- (4) 平生町に納税している人
- (5) (1)から(4)の他、当該案件に利害関係がある人

◆公表資料の閲覧場所

町役場地域振興課、各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀[分館を含む]）、図書館、町ホームページ

※図書館は1月31日（月）まで休館のため、開館後から閲覧が可能です。

◆応募方法

閲覧場所に備え付けの募集要領・公表資料をご覧ください。

◆問合せ先

町役場地域振興課 まちづくり推進班（TEL：56-7120）

次回発行日は1月28日（金）です